

<対策のポイント>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい経営環境に置かれている**外食事業者の経営安定に必要な運転資金の円滑な融通を支援**します。
- 感染拡大時の業務継続や需要喚起の観点から**食品流通事業者等が行う品質管理の高度化等の施設整備などの取組を支援**します。

<政策目標>

- 食品産業の出荷額・売上高の伸び率の維持・向上（年1.0%〔令和3年度まで〕）
- 食料品流通業者の経営が新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復（令和元年の販売額：120兆円（商業動態統計））

<事業の内容>

1. 中堅外食事業者資金金融通円滑化

新型コロナウイルス感染拡大の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している外食事業者のうち、セーフティネット保証を受けられない**中堅・大手事業者の資金調達**が円滑に行われるよう、**債務保証により信用力を強化するとともに、債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応**します。

2. 中小食品流通事業者の信用力強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している**中小食品流通事業者等**において、品質管理の高度化等施設の整備に係る**民間金融機関からの資金調達が可能となるよう債務保証により信用力を強化するとともに、既往の債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応**します。

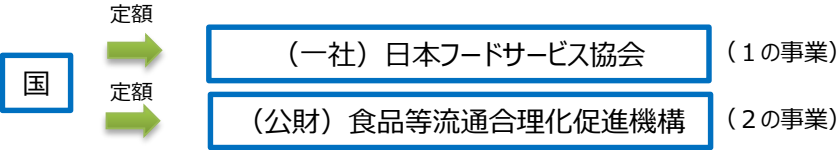
保証対象者

下記事業の認定を受けた食品流通事業者等

保証対象事業

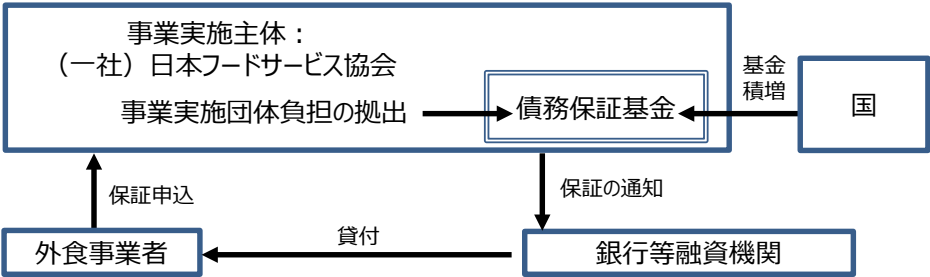
食品等流通法に基づく認定食品等流通合理化事業（品質管理の高度化、流通の効率化等）などの実施に必要な資金に係る民間金融機関からの借入を対象

<事業の流れ>

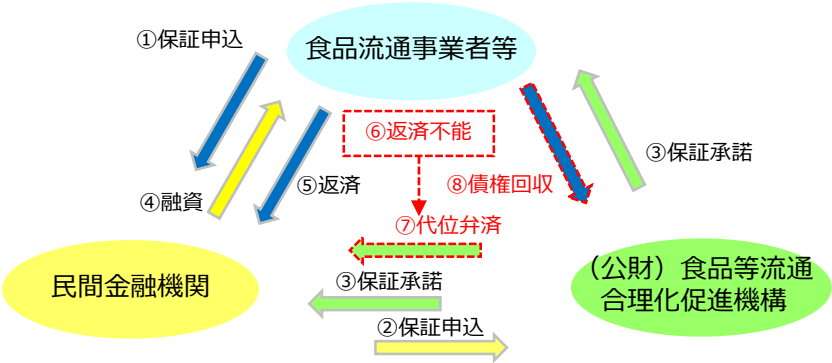


<事業イメージ>

1. 外食事業者の債務保証基金への支援スキーム図



2. 食品流通事業者等の債務保証のスキーム図 (※法律に基づく事業の認定後)



【お問い合わせ先】 (1の事業) 食料産業局食品製造課外食産業室 (03-6744-7177)
(2の事業) 食料産業局食品流通課 (03-3502-8267)